

自動車で食品関係の営業を始める方へ

～営業許可を受けるまで～



自動車を用いて食品関係の営業を行う場合は、法律や条例で定められた業種については許可または登録が必要です*。札幌市で許可等を受けるまでの流れは次のとおりです。

必要な書類等を揃えるために時間がかかることがありますので、準備は早めに始めてください。

※焼いも、焼とうきび（農産品の1次加工品）のように、営業許可（登録）の対象とならないものもありますので、事前にご相談ください。

1. 許可を受けるまでの流れ

事前相談
【下記窓口へ】



申請書類の提出
(許可申請)



検査日の打合わせ



施設(車)の確認検査



許可証の交付



営業開始

- ◎ 営業内容により、必要な許可の種類（業種）が異なります。また、営業内容には一定の制限があり、必要な設備等（施設基準）もあります。（2～3ページ参照）
- ◎ 車を改造*する前の段階で、車内平面図等をお持ちの上、ご相談ください。

★ 改造内容が、関係法令（道路法や道路交通法など）に適合することも確認してください。車検証（許可申請時に必要）の内容に変更が生じる場合があります。

- ◎ 申請手続はできるだけ営業開始の2～3週間前までに済ませて下さい。
- ◎ 申請に必要な書類等については、4ページに一覧がありますので、ご確認ください。

- ◎ 許可申請後に検査日時の打ち合わせを行います。
- ◎ 申請書類に不備等が無い場合は、許可申請当日に検査を行うことは可能です。

- ◎ 検査日に、車を札幌市保健所（下記）へお持ちください。検査の際には、原則、営業者が立ち会って下さい。
- ◎ 施設基準に適合しない場合は許可になりません。不適事項については改善し、再検査を受けてください。

- ◎ 施設基準適合確認後、許可証を交付します。交付までは数日かかります。

- ◎ 許可証と食品衛生責任者の氏名を車内に掲示してください。（外来者からも見やすい位置に掲示）
- ◎ 自動車の側面等の見やすい場所に許可済車である旨を表示してください。

● 札幌市内で自動車営業を行う場合の相談窓口（業務時間：平日 8:45～17:15）

札幌市保健所 食の安全推進課 食品監視係

札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19ビル 3 階

TEL：011-622-5170 FAX：011-622-5177

※北海道全域での営業をお考えの場合は、札幌市の営業許可の他に、北海道、函館市、小樽市、旭川市で、それぞれ営業許可を受けてください。

2. 自動車営業が可能な業種と営業の制限

分類	業種	営業の制限	
食品衛生法	調理 飲食店営業 喫茶店営業 菓子製造業	<ul style="list-style-type: none"> 加熱、成形等簡易な調理加工のみを行うこととし、原材料の仕込み等は行わないこと（※） 取扱品目は、原則として2品目までとすること 生寿司、生クリーム等生ものは取り扱わないこと 	
		乳類販売業	—
	販売	食肉販売業	<ul style="list-style-type: none"> 調理加工は行わないこと 取扱品目は包装食肉に限る
		魚介類販売業	<ul style="list-style-type: none"> 調理加工は行わないこと 調理済の生食用鮮魚介類は包装済のものに限る
道条例	食品販売業	<ul style="list-style-type: none"> 取扱品目は包装済のものに限る 食品の切り売りは行わないこと 	

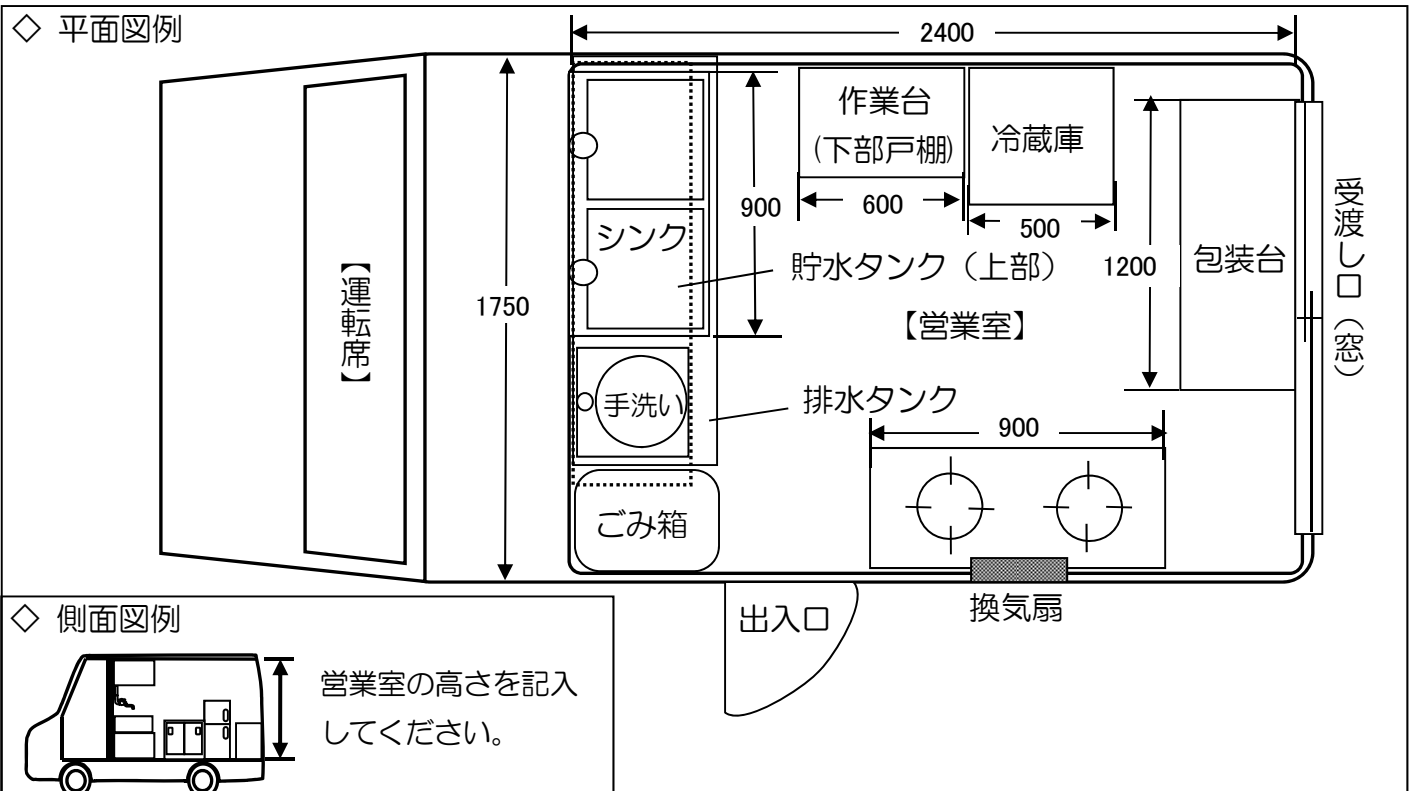
（※）事前相談の際に『調理手順を示した資料』をお持ちください。

例：「自動車でたこ焼き屋をしたい」という場合

業種は『飲食店営業』であり、『すでに加工された具材を混ぜ合わせ、たこ焼き器で焼き上げる』程度が自動車内で可能な行為です。具材を切る・下味をつける等の行為は、営業許可（この例の場合は飲食店営業）を取得済の別施設（仕込み場所）で行ってください。仕込み場所が無い場合は、加工済みの具材を仕入れてください。

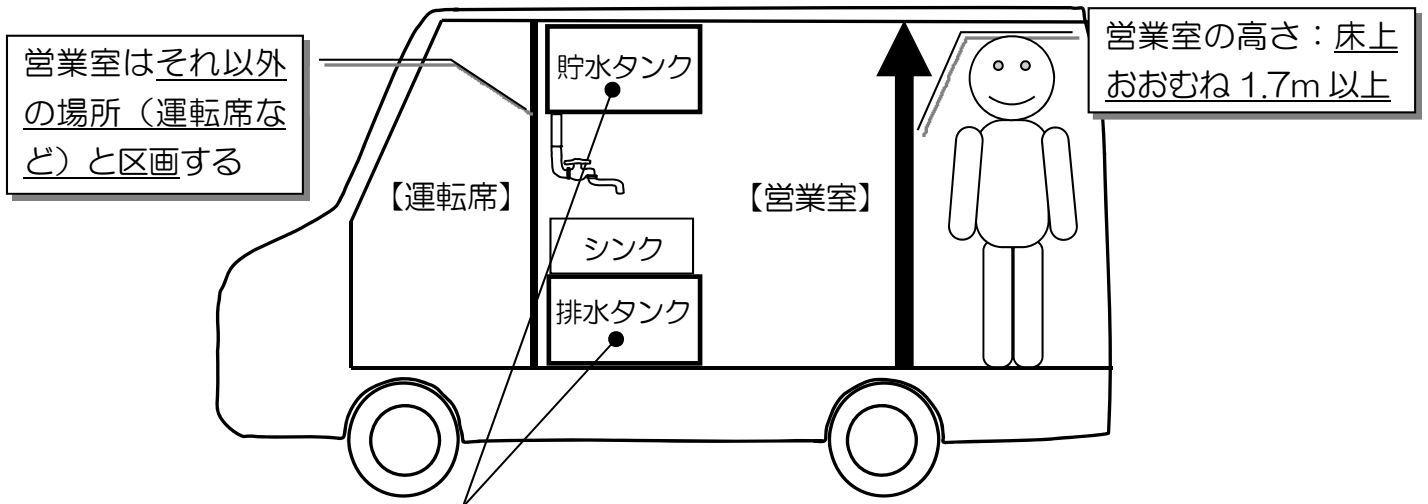
3. 施設の図面例

- 手書きの場合、黒のボールペンで定規を使って正確に書いてください（鉛筆やシャープペンシルは不可）
- 営業室および設備の寸法を記入してください。側面図では高さも記入してください。



4. 施設基準・指導基準のポイント（法許可業種）

（1）営業室の区画、営業室の高さ、貯水・排水タンクの容量

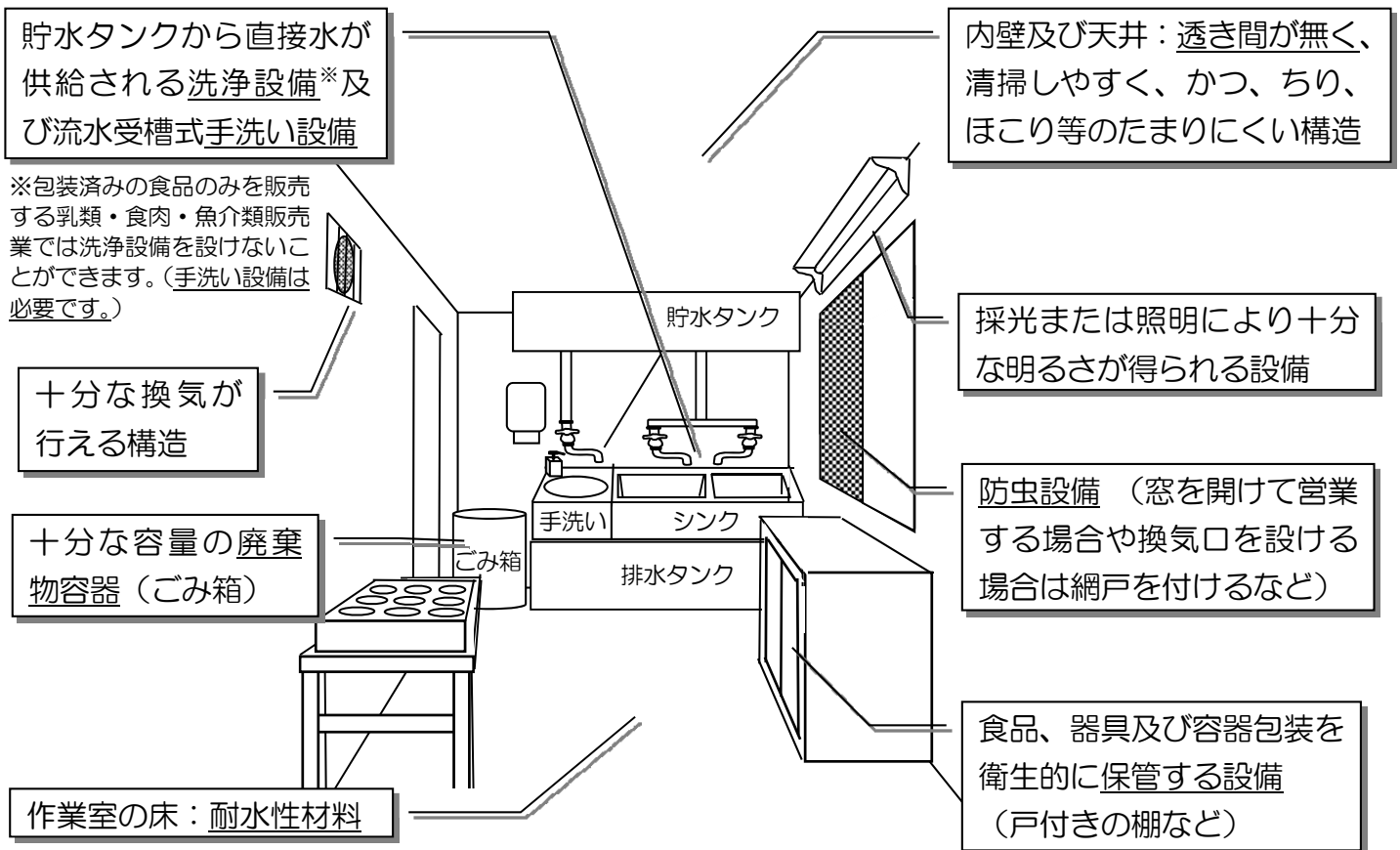


業種	貯水タンク・排水タンクの容量
飲食店営業 喫茶店営業 菓子製造業	おおむね <u>100L 以上</u>
乳類販売業 食肉販売業 魚介類販売業	おおむね <u>18L 以上</u>

貯水タンクに入れる使用水は、飲用に適する水（水道水又は滅菌等の処理をした飲用適の井（泉）水）とすること。

施設基準、指導基準*の本文は、札幌市保健所ホームページまたは窓口で入手可能です。
★指導基準は札幌市の『自動車による食品営業の取扱要綱』で定めています。

（2）洗浄設備、手洗い設備、保管設備、換気設備、床の材質など



申請に行く
前にチェック

5. 許可申請に必要なもの（自動車営業）



		備考										
<input type="checkbox"/>	営業許可申請書（★）	食品販売業登録の場合は、「食品販売業登録申請書（★）」です。営業許可とは様式が異なりますのでご注意ください。										
<input type="checkbox"/>	車内平面図・側面図	設備器具の名称・寸法が記入されている図面を提出してください。										
<input type="checkbox"/> ※1	製造フローシート（★）	（※1）乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業、食品販売業登録では不要です。										
<input type="checkbox"/>	[仕込み作業がある場合] 仕込み場所の営業許可証の写し	仕込み場所は、提供品目に応じた業種の営業許可を受けている施設でなければなりません。										
<input type="checkbox"/> ※2	食品衛生責任者設置届（★）	（※2）包装品のみを販売する食肉販売業、魚介類販売業、乳類販売業、食品販売業登録では不要です。										
<input type="checkbox"/> ※2	食品衛生責任者の 資格を証明するもの（原本）	調理師や栄養士の免許証、食品衛生責任者資格者養成講習会受講修了証などの原本をご持参ください（コピーは不可）。										
	[食品衛生責任者の資格が無い場合] 食品衛生責任者設置誓約書（★）	このページ下の「食品衛生責任者の資格を得るには？」もお読みください。										
<input type="checkbox"/> ※3	水質検査成績書（コピー） [6ヶ月以内に実施したもの]	営業車で使用する水に、井戸水（地下水）を利用する場合には必要です。水質検査を行っているビル（建物）の管理者等からコピーを入手してください。 （※3）食品販売業登録では不要です。										
<input type="checkbox"/>	自動車検査済証（車検証） [トレーラー型車両の場合、牽引車と被牽引車それぞれの車検証]	<input type="checkbox"/> 車をリースしている場合は、車の所有者と申請者との関係を証明する書面（署名捺印の入ったリース契約書等）もご用意ください。										
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書（原本） [法人で申請する場合]	営業者が法人（株式会社や有限会社など）の場合に必要です。法務局の発行する現在事項全部証明書（または一部証明書）の原本をご用意ください。（確認後、返却可）										
<input type="checkbox"/>	申請手数料	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>・食品販売業登録</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>・乳類販売業 ・食肉販売業</td> <td>各 10,500円</td> </tr> <tr> <td>・魚介類販売業 ・喫茶店営業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・菓子製造業</td> <td>15,500円</td> </tr> <tr> <td>・飲食店営業</td> <td>17,500円</td> </tr> </tbody> </table>	・食品販売業登録	4,800円	・乳類販売業 ・食肉販売業	各 10,500円	・魚介類販売業 ・喫茶店営業		・菓子製造業	15,500円	・飲食店営業	17,500円
・食品販売業登録	4,800円											
・乳類販売業 ・食肉販売業	各 10,500円											
・魚介類販売業 ・喫茶店営業												
・菓子製造業	15,500円											
・飲食店営業	17,500円											

★印の各様式は、保健所または各区保健センターの窓口にご用意しております。また、札幌市保健所のホームページからも様式をダウンロードすることができます。

・ホームページアドレス <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/>

■食品衛生責任者の資格を得るには？■

『食品衛生責任者資格者養成講習会』を受講すると資格を得ることができます。

受講申込先：札幌市食品衛生協会…札幌市保健所（大通西19丁目WEST19）内・各区保健センター内

受講料：8,000円（受講申込の際にご用意ください）